

松山市成功報酬型人材紹介サービス利用補助金 QA

【申請関係】

Q1. 補助対象者は。

- ① 中小企業基本法に定める中小企業者(下表参照)及び常用雇用する従業員数(パート・アルバイト含む)が100人以下の医療法人または社会福祉法人。

ただし、病院または介護入所等施設(※)を運営する事業者は、常時雇用する従業員数が300人以下。

※介護入所等施設:要介護状態または、要支援状態にある者を1日を超えて滞在させ、入浴、排せつ、食事等の介護サービスを提供する施設。

- ② 法人の場合は、市内に本店又は支店、事業所(店舗等)を有していること。
③ 個人の場合は、市内に事業所(店舗等)を有し、かつ、代表者の住民登録が市内であること。

※ **ただし、みなし大企業は除外**

業種	資本金	常時使用する従業員数
製造業、建設業、運輸業	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
その他の業種(上記以外)	3億円以下	300人以下

Q2. みなし大企業とは。

- 以下の要件に該当する中小企業者は、みなし大企業となる。
 - ① 発行済株式の総数又は出資価格の総額の1/2以上を同一の大企業(中小企業者以外の企業)が所有している中小企業者。
 - ② 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2/3以上を大企業が所有している中小企業者。
 - ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の1/2以上を占めている中小企業者。

Q3. 市外に本社があり、市内に営業所がある事業者は対象か。

- 対象です。ただし、松山市の営業所で採用することが要件となります。

Q4. 国や県など他の支援制度と重複して申請は可能か。

- 対象事業が、すでに国や県など他の制度で補助を受けている場合は、重複申請に該当しますので、申請はできません。

Q5. 受付は先着順なのか。

- 事業承認申請は、受付期間内に申請があったものは、内容に不備がなければ全て承認しますが、実績報告につきましては、先着順となります。

Q6. 事業承認申請から承認決定までどのくらいかかるのか。

- 目安として、2 週間から 3 週間程度を予定しています。

Q7. 事業承認決定後、雇用が成立した場合、必ず補助金を受けられるのか。

- 実績報告は先着順のため、実績報告時に予算上限に達していた場合は補助金の交付ができません。

Q8. 人材紹介事業者とは、指定事業者に指定される前から求人申込みを行って採用活動に動いていた場合は、補助の対象となるのか。

- 対象となりません。
- 市が人材紹介事業者を指定事業者として登録した日以降に求人申込みをしたものが対象となります。

Q9. 事業承認決定後、年度内に雇用の成立に至らなかった場合は。

- 年度内事業のため、補助金交付はできません。

Q10. 指定事業者の公開はいつ頃公表されるのか。

- 登録ができ次第、随時、市 HP に公表しています。市 HP をご確認ください。

Q11. 求人公開をするタイミングは。

- 事業承認決定後をお願いします。

Q12. 令和10年4月新卒採用は対象か。

- 対象となりません。
- 令和9年4月採用の新卒人材が対象です。

Q13. 複数人の採用が決まった場合は。

- 複数人を採用した場合でも上限額は 50 万円です。

Q14. 事業承認決定を受けた後に、変更することは可能なのか。

- 可能です。
- 事業承認金額の変更や事業内容に変更(例:指定事業者を追加して事業を行うなど)が生じる場合は、事前に「松山市役所 ふるさと納税・経営支援課 労政雇用担当(948-6548)」までご連絡ください。

Q15. 補助金交付後に早期退職し、指定事業者から返戻金が入った場合は。

- 早期退職等で指定事業者から返戻金を受け取った場合は、市まで速やかにご連絡ください。